

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月15日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第71号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第11条観光部の款観光振興課の項第7号を削る。

附 則

この規則は、平成22年3月16日から施行する。

(行財政局人事部人事課)